

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
2. 政府からのお知らせ

-
1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
-

■役員等の法人に対する損害賠償責任等について

3 月末を決算期とする法人では、6 月末の決算報告を終えて新たな役員を迎えた法人も多いことでしょう。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大後に初めての書面決議による理事会やテレビ会議の活用を経験したりする中で、改めて有事に備えた定款の定め方等について話し合う機会も増えていることと思います。そこで今回は、普段はあまり注目されることはありませんが、役員等の損害賠償責任と定款・登記の関係について、ポイントを押さえておきたいと思います。

理事、監事若しくは会計監査人又は評議員（以下「役員等」といいます。）が職務を行うにあたって、その任務を怠ったときは、法人に対して損害を賠償する義務を負います（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項、同第 198 条）。

そして、原則として、この責任は総社員（財団法人の場合は総評議員）の同意がなければ免除することができません（同第 112 条、同第 198 条）が以下のとおり例外があり、その条件として定款の定めや登記が必要となる場合があります。

<例外 1>

役員等の責任について、（1）当該役員等が職務を行うにつき善意かつ無重過失の場合に（2）同第 113 条第 1 項各号（末尾参照）を控除した額の限度（以下「最低責任限度額」といいます。）で、社員総会（評議員会）の決議によって免除することができます（同第 113 条、同第 198 条）。

※社団法人は同第 49 条第 2 項の社員総会決議、財団法人は同第 189 条第 2 項の評議員会決議が必要です。

<例外 2>

役員等の責任について、（1）当該役員等が職務を行うにつき善意かつ無重過失の場合に（2）責任の原因となった事実の内容や職務執行の状況等を勘案して特に必要と認めるときは、（3）最低責任限度額を限度として（4）理事会（理事会設置法人ではない社団法人は理事の過半数）の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができます（同第 114 条、同第 198 条）。

<例外 3>

【機密性 2 情報】

役員等（理事については、非業務執行理事であって当該法人の使用人でない者に限ります。）の責任について、（１）当該役員等が職務を行うにつき善意かつ無重過失の場合に（２）定款で定めた額の範囲内であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、法人と役員等との間で締結することができる旨を定款で定めることができます（同第 115 条、同第 198 条）。

以上の責任免除の規定のうち、例外 2 及び 3 については、定款に定める必要があり、さらに登記事項とされていますので、登記をしなければ善意の第三者に対抗できません（同第 299 条第 1 項、同第 301 条第 2 項第 11 号、第 12 号、同第 302 条第 2 項第 9 号、第 10 号）。

登記される文言については特に制約はありませんが、それぞれ同第 114 条第 1 項及び同第 115 条第 1 項の内容を定款に定め、それが登記事項になりますので、登記をすることを念頭に置いて定款に規定する必要があります。

注意を要するのは、同第 114 条と同第 115 条のそれぞれ第 1 項の内容が登記事項とされていることから、それぞれの第 2 項以下について定款に規定した場合でも、それらは登記事項ではないという点です。

例えば、同第 114 条第 4 項に倣い「総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員が 1 箇月以内に異議を述べたときは免除をしてはならない。」と定款に定めたとしても、それは登記事項とはなりません。

参考 法人法第 113 条

（１）前条の規定にかかわらず、役員等の第 111 条第 1 項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額（第 115 条第 1 項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の 1 年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事：六

ロ 代表理事以外の理事であって、次に掲げるもの：四

（１）理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

（２）当該一般社団法人の業務を執行した理事（（１）に掲げる理事を除く。）

（３）当該一般社団法人の使用人

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人：二

【機密性 2 情報】

2. 政府からのお知らせ

○求人をお考えの公益法人の皆様へ

内閣府官民人材交流センターでは、2019 年から、国家公務員の中堅・シニア層（45 歳以上）に特化した求人・求職者の情報提供サービスを実施しております。

他の求人手段と並行して、追加コストなく（無料）、公務で培った知識・経験の豊富な人材を対象に求人いただけるサービスです。

このたび利用者専用ウェブサイト（官民ジョブサイト）がスタートし、各種お手続きや求職者情報の検索がお手元のパソコンでできるようになりました。

利用登録をしていただくと、求職者情報を検索することができ、どのような職員が登録しているか確認しながら求人内容を検討していただくことができます。

求人情報を登録していただいた後、気になる人材がいれば事業主様からスカウト（採用面接への応募打診）をすることもできます。まずはお気軽にお問い合わせください。

本事業の詳しい情報は、当センターのホームページ（下記）に掲載しておりますので御覧ください。

■求人・求職者情報提供事業

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin.html>

■事業主様向けページ（お申込みフォーム、リーフレット、御利用の手引きなど）

https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_jigyosya.html

<お問い合わせ先>

内閣府官民人材交流センター

TEL：03-6268-7677（WEB 検索は「官民センター」で）

=====

【機密性 2 情報】

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2020 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。